

医療法人治徳会 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員：計画期間中に1人以上取得すること

女性職員：取得率を80%以上にすること

<対策>

- 令和2年7月～ 男性も育児休業が取得できることを周知するため連絡会議等でパンフレットを配布し周知する。
- 令和3年2月～ 連絡会議での管理職指導を計画期間内に5回行う
- 令和3年5月～ 対象者へ個別に育児休業取得を勧奨する

目標2：計画期間内に、正社員の年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間12.0日以上とする。

<対策>

- 令和2年4月～ 正社員の年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和2年5月～ 連絡会議での管理職指導を計画期間内に5回行う
- 令和5年5月～ 取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始
(連絡会議等による有給休暇取得促進の周知と勧奨)